

父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成26年3月までの避難費用等の賠償が認められたほか、母について、避難中に流産をしたことを考慮して15万円の精神的損害の増額分の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### (1) 平成23年分

ア 避難費用（避難交通費）	9万7600円
（平成23年5月から平成23年12月まで）	
イ 避難費用（面会交通費）	32万円
（平成23年5月から平成23年12月まで）	
ウ 二重生活に伴う生活費増加費用	24万円
（平成23年5月から平成23年12月まで）	
エ 家財道具購入費用	30万円
（平成23年5月から平成23年12月まで）	
オ 精神的損害	44万円
（平成23年3月11日から平成23年12月31日まで）	
カ 精神的損害（申立人X2分）	15万円

#### (2) 平成24年以降分

ア 避難費用（面会交通費）	77万7600円
（平成24年1月から平成26年3月まで）	
イ 二重生活に伴う生活費増加費用	81万円
（平成24年1月から平成26年3月まで）	
ウ 避難雑費	54万円

(平成24年1月から平成26年3月まで)

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金367万5200円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し第2項の金員のうち、金128万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月21日

(仲介委員 石井 逸郎)